

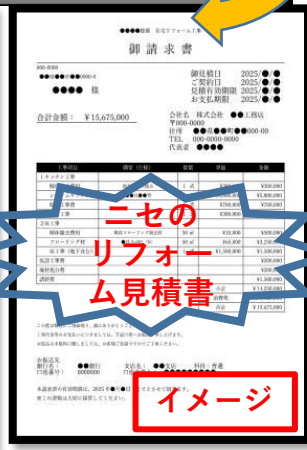
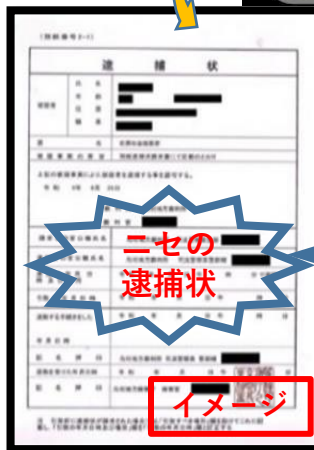


新たな特殊詐欺の手口に注意

警察官を名乗る者がSNS等で逮捕状を呈示して、不安をあおり、金銭の振り込みを要求し、さらに「お金を振り込む際、金融機関の窓口の方に振り込み理由を聞かれたら見積書を見せるようにしてください。」などと指示して、金融機関に被害を阻止されないようにして金銭をだまし取ろうとする特殊詐欺の手口が全国的に発生していますので、注意してください。

手口のポイント

- ①警察官がSNSやビデオ通話で「あなたを逮捕する。」などと不安をあおり、ニセの逮捕状や偽りの警察手帳を示してきます。
- ②ニセの見積書を送信し、金融機関の方に振り込み理由を聞かれた場合、振込口実として、その見積書を金融機関の方に見せるように指示して、被害を阻止させないようにしてきます。



自転車安全利用五則を守って交通事故防止

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

★歩道は歩行者が優先です。
車道寄りをすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

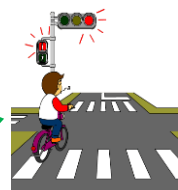


普通自転車歩道通行可



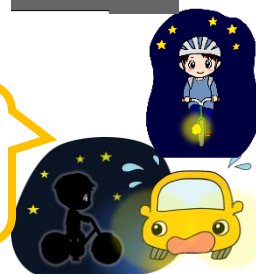
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

★信号機は必ず守り、渡るときは安全確認をしましょう



- ③夜間はライトを点灯

★夕暮れ時は早めにライトを点灯し反射材を着用して運転しましょう。



- ⑤ヘルメットを着用

★自転車を利用する全ての人は、事故の被害を軽減させるため、ヘルメットをかぶりましょう。



- ④飲酒運転は禁止

★自転車は車両の仲間です。お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



養老署管内の人身事故と死亡事故発生件数（令和6年中）	
人身事故件数	死者数
41件（前年比+5）	3人（前年比+3）